

検討委員会の設立趣旨（案）・規約（案）

融雪技術等に関する検討委員会 設立趣旨（案）

令和5年1月24日から、10年に1度といわれる「最強寒波」が近畿地方に到来し、福井など近畿北部の積雪寒冷地域だけでなく、京都・兵庫南部、奈良、和歌山の非積雪寒冷地域まで寒波が流れ込み、近畿管内の直轄国道において積雪や凍結が広域的に発生し、多数の区間で同時期に通行止めを行い、集中除雪を実施するなどの対応を行ったがスタック車両による車両の滞留も発生した。

特に、非積雪寒冷地域においては、複数箇所での通行止めの実施やスタック車両の救出作業、除雪後に路面上に残った部分的な残雪や凍結を除去するために多数の人力での除去作業が必要となった。

その結果、交通規制の解除まで、長時間を要するなど道路利用者や沿線住民の方々に影響を与えることとなった。

本委員会は、今冬における雪害対応と課題を踏まえ、効率的な通行規制やスタック車両の救出、融雪・除氷を行うための技術等について産・学・官の連携のもと検討し、円滑な雪害対応を実施することを目的として設立するものである。

令和5年3月30日

融雪技術等に関する検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「融雪技術等に関する検討委員会（以下、「委員会」という。）」と称する。

（目的）

第2条 委員会は、雪害時の効率的な通行規制やスタック車両の救出、融雪・除氷を行うための技術等について産・学・官の連携のもと検討し、円滑な雪害対応を実施することを目的とする。

（検討事項）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の技術検討を行う。

- 1) 雪害時の交通規制やスタック車両の救出、融雪・除氷等に関する技術の収集・活用に関すること
- 2) 雪害時の交通規制やスタック車両の救出、融雪・除氷等に関する新しい技術の実験・実装に関すること
- 3) その他、目的を達成するために必要な技術検討に関すること

（組織）

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、学識者、各業団体、各直轄事務所をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員会に委員長をおき、学識者の職にあるものがあたる。
- 3 委員の追加・変更は、委員会の承認を得るものとする。
- 4 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（ワーキンググループの設置）

第5条 委員会は、第3条に規定する事項を検討するためのワーキンググループを設置することができる。

（委員会の運営）

第6条 委員会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2 委員会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

（委員会の公開）

第7条 委員会の審議は原則公開で行うものとする。ただし、委員長が非公開が妥当であると

判断した審議事項については非公開とする。なお、委員会の資料（参考資料を除く）及び議事要旨については、後日公表するものとする。

（事務局）

第8条 委員会の運営に関わる事務を行うため、事務局を置くものとする。

2 事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課に置くものとする。

（雑則）

第9条 この規約の変更並びにその他「委員会」の運営に関して必要な事項は、委員会にその都度諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年3月30日より適用する。

融雪技術等に関する検討委員会

委員名簿(案)

藤本 明宏	福井大学 学術研究院工学系部門 准教授
山浦 克仁	(一社)日本建設業連合会 関西支部 土木工事技術委員会副委員長
白川 一浩	(一社)日本道路建設業協会 関西支部 企画運営委員会委員長
松本 克英	(一社)日本建設機械施工協会 関西支部 事務局長
近畿地方整備局 道路部長	
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長	
近畿地方整備局 奈良国道事務所長	
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長	

敬称略、順不同 は委員長